

案件概要書

2017 年 8 月 29 日

1. 基本情報

- (1) 国・地域名：パレスチナ自治区（以下「パレスチナ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
エルサレム県，カルキリヤ県，トゥバス県，ナブルス県，ガザ地区
- (3) 案件名：
廃棄物管理改善計画（The Project for Improving Solid Waste Management）
- (4) 事業の要約：
本計画は，エルサレム県，カルキリヤ県，トゥバス県，ナブルス県，ガザ地区の広域行政組合（Joint Service Council。以下「JSC」という。）に対して廃棄物の収集・運搬機材を供与することにより，廃棄物収集サービス対象地域・収集対象種類の拡大，オープンダンプサイトの削減を図り，もってパレスチナの行財政能力の強化に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

パレスチナが位置する中東地域は，国際通商上の主要なルート上に位置し，また石油，天然ガスなどのエネルギー資源を世界に供給する重要な地域である。パレスチナ問題は，中東地域における中核的課題の 1 つであり，その解決は同地域の安定のみならず，8 割以上の原油を同地域から輸入する我が国にとり，そして国際社会にとり極めて重要である。かかる観点から，我が国は，パレスチナ問題の解決に政治面で積極的に関与すると共に，和平に向けた環境整備として，パレスチナ経済・社会の自立化促進による平和構築に取り組んできている。かかる我が国の取組は，中東地域の安定のみならずパレスチナとの友好協力関係の増進に寄与し，パレスチナ官民から高く評価されている。廃棄物管理能力の向上はパレスチナ政府が取り組んでいる課題の一つであり，本計画は，かかる友好協力関係をさらに増進することに貢献するものであり，外交的にも有意義である。

我が国は，昨年(平成 28 年)5 月の G7 伊勢志摩サミットに先立ち，G7 議長国として，難民をはじめとする中東地域の諸課題の根本原因に対処するため，短期的な視点からの人道支援のみならず中長期的な視点から社会安定化と包摂的成長のための開発支援に取り組むことを発表した。本計画は，かかる「社会安定化と包摂的成長のための開発支援」の一部となるものである。また本計画事業は，上記サミットの際に我が国が表明した「総額 60 億ドルの支援」を具体化するものとなるため，外交的にも有意義である。

(2) 当該国・地域における廃棄物セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

パレスチナにおける廃棄物収集・処分は，地方自治体（16 県の下 136 市 243 ケ村）が個々にサービスを提供している状態にあり，行政能力や財政の限られる

自治体にとって十分なサービスを提供することは容易ではない。とりわけ処分場への廃棄物搬送が困難なことから、オープンダンピング（野晒し処分）や野焼きが行われ、住民の衛生環境や健康に悪影響を及ぼしている。このような状況からパレスチナ政府は、地方自治体が JSC を組織して地方行政サービスの向上を図る政策を 1997 年の地方自治法に盛り込み、JSC の組織化に取り組んできた。現在、廃棄物管理は JSC 制度の活用が最も進んでいる分野となり、同制度のもとで自治体をまたぐ廃棄物収集・処分の体制構築が進む等、行政サービス向上のための JSC 組織化のモデルとしての一面を持つに至った。パレスチナ地方自治府は、廃棄物分野での経験を踏まえて、他の行政サービスでの JSC 活用を推進している。

ヨルダン川西岸地区のカルキリヤ県、トゥバス県、ナブルス県のそれぞれ、エルサレム県にある 2 つの計 5 つの JSC においては、日本の技術協力により十分な組織化が行われつつあるにもかかわらず、廃棄物の収集・運搬機材が不足しており、自助努力ないしドナーの支援により整備された中継・最終処分場を十分に活用できずにいる。このことが効率的な廃棄物管理・処分体制の構築におけるボトルネックとなっている。また 2 つの JSC からなるガザ地区では、一日当たりの固形廃棄物の排出量が 2011 年の約 1,500 トンから 2020 年までには 2,000 トン以上に増加すると見込まれており、パレスチナ西岸との開発格差を埋める必要のみならず、急増する廃棄物への処理能力の強化が喫緊の課題となっている。

本計画は、このヨルダン川西岸地区の 5 つの JSC 及びガザ地区の 2 つの JSC に対して廃棄物の収集・運搬機材等を供与することにより、サービス（対象地域・種類）の拡大、オープンダンプサイトの縮減、廃棄物管理体制の効率化を進めることで、住民に身近な行政サービスの一つである廃棄物管理の向上を実現し、地方自治体の連携による地方行政サービスの質の向上をさらに促進するものである。パレスチナ自治政府の「国家政策アジェンダ 2017-2022」は、廃棄物管理を「強靱な社会づくり」の柱と位置付けると同時に、それを実施すべき「責任ある地方政府（広範な地方行政サービス改革）」及び「市民へのサービス向上」を重要政策として掲げている。

（３）廃棄物セクターに対する我が国の協力方針等と本計画の位置付け

我が国の対パレスチナの国別援助方針（平成 24 年 7 月）は「経済・社会の自立促進による平和構築」を大目標として掲げている。パレスチナとイスラエルが平和的に共存していくためには、将来的なパレスチナ独立国家の実現性が名実ともに高まり、パレスチナがイスラエルとの交渉を前向きに進められるような環境を整備していく必要がある。この大目標の下、二国家間解決の前提となる独立国家の樹立に向けて、パレスチナ自治政府の中央及び地方における統治機構、行財政制度の整備等が重点分野（中目標）「行財政能力の強化」として定められている。パレスチナ政府の行財政能力を強化するため、日本は基礎的な行政サービスの一つである廃棄物管理の分野において支援を重ねてきた。本計画は、その一環に位置づけられる。行政サービスの向上を目的とした JSC の制度化は、日本の地方自治法における一部事務組合を範としており、現地において日本が先導して

きている。広域行政化を通じた行政サービスの効率化を促進する本計画は、廃棄物管理という一分野にとどまらず、あらゆるサービス分野への適用を視野に入れており、国家建設支援の意味合いを有する。

(4) 他の援助機関の対応

ドイツがパレスチナ廃棄物国家戦略整備支援を行った他、ラマッラで最終処分場を建設中である。世界銀行は、西岸地区においてジェニン最終処分場、ヘブロン・ベツレヘム最終処分場の建設及び運営を支援していることに加え、ガザ地区において廃棄物管理システムの改善支援を行っている。欧州連合は、西岸地区に廃棄物収集機材の供与を過去に行った。

(5) 本計画を実施する開発政策上の意義

本計画は、パレスチナの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致することから、事業の実施を支援する必要性は高い。また、より統合的かつ効率的な廃棄物の収集・処分を実現する本事業は、開発途上地域の都市やコミュニティにおける持続可能な居住空間の管理を推進することから、持続可能な都市及び人間居住の実現を目指す SDGs ゴール 11 に貢献すると考えられる。

パレスチナの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。

パレスチナは、イスラエルとの和平交渉が進展せず、パレスチナ・イスラエル間の衝突が頻発する中、民生が安定せず、和平路線に対する不満が広まることが懸念されている。かかる中、自治体による廃棄物処理サービスが悪化している。特に中継基地や最終処分場での処理能力が不十分であり、ごみの飛散や悪臭の発生といった環境・衛生面での問題が発生していることから、被害の拡大を避けるために迅速な対応が必要であり（「緊急性・迅速性」）、人間の安全保障の観点から、本計画を通じた個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要である（「人道上のニーズ」）。

本計画は、上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

ア 事業の目的

本計画は、パレスチナの廃棄物管理を担うエルサレム県、カルキリヤ県、トゥバス県、ナブルス県及びガザ地区の JSC に対し、廃棄物の収集・運搬機材を供与することにより、廃棄物収集サービス対象地域・収集対象種類の拡大及びオープンダンプサイトの削減を図り、もってパレスチナの行財政能力の強化に寄与することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 施設、機材等の内容

ごみ収集車両、コンテナ、コンパクタ、移送車両、重機等。

(イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

適切な収集運搬計画の策定支援等。詳細は協力準備調査にて確認する。

(ウ) 調達・施工方法

協力準備調査にて確認する。

ウ 他の JICA 事業との関係

実施中の技術協力「廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ 2」及び 2018 年度より派遣予定の「廃棄物管理政策アドバイザー」（地方自治庁向け）を通じて、供与機材のより効果的な活用や維持管理体制の構築を支援する。

(2) 事業実施体制

ア 事業実施機関／実施体制

地方自治庁（Ministry of Local Government）

(ア) 他機関との連携・役割分担

特になし。

(イ) 運営／維持管理体制

地方自治庁の監督・指導のもと各 JSC が機材の運用及び維持管理を行う。

(3) 環境社会配慮

ア カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI

イ カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項

ごみの分別や 3R の推進等の住民に対する啓蒙活動は現在実施中の技術協力を通じて行っているところであるが、本計画の実施の機をとらえた効果的なキャンペーンの展開につき協力準備調査を通じて確認する。また、本計画の実施が影響を与えうるウェスト・ピッカー等の廃品回収で生計を立てている貧困住民に配慮したプロジェクト・デザインを検討する。

(5) ジェンダー分類

ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

(6) その他特記事項

日本製のごみ収集車は一部メーカーについては現地でスペアパーツの入手が可能との聞き取り調査があるも、実地運用されているものは欧州製のものが多い。本邦業者の応札動向も見極めながら、日本製品が供与可能かについて協力準備調査にて確認を行う。

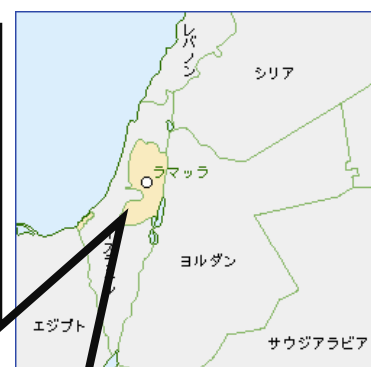
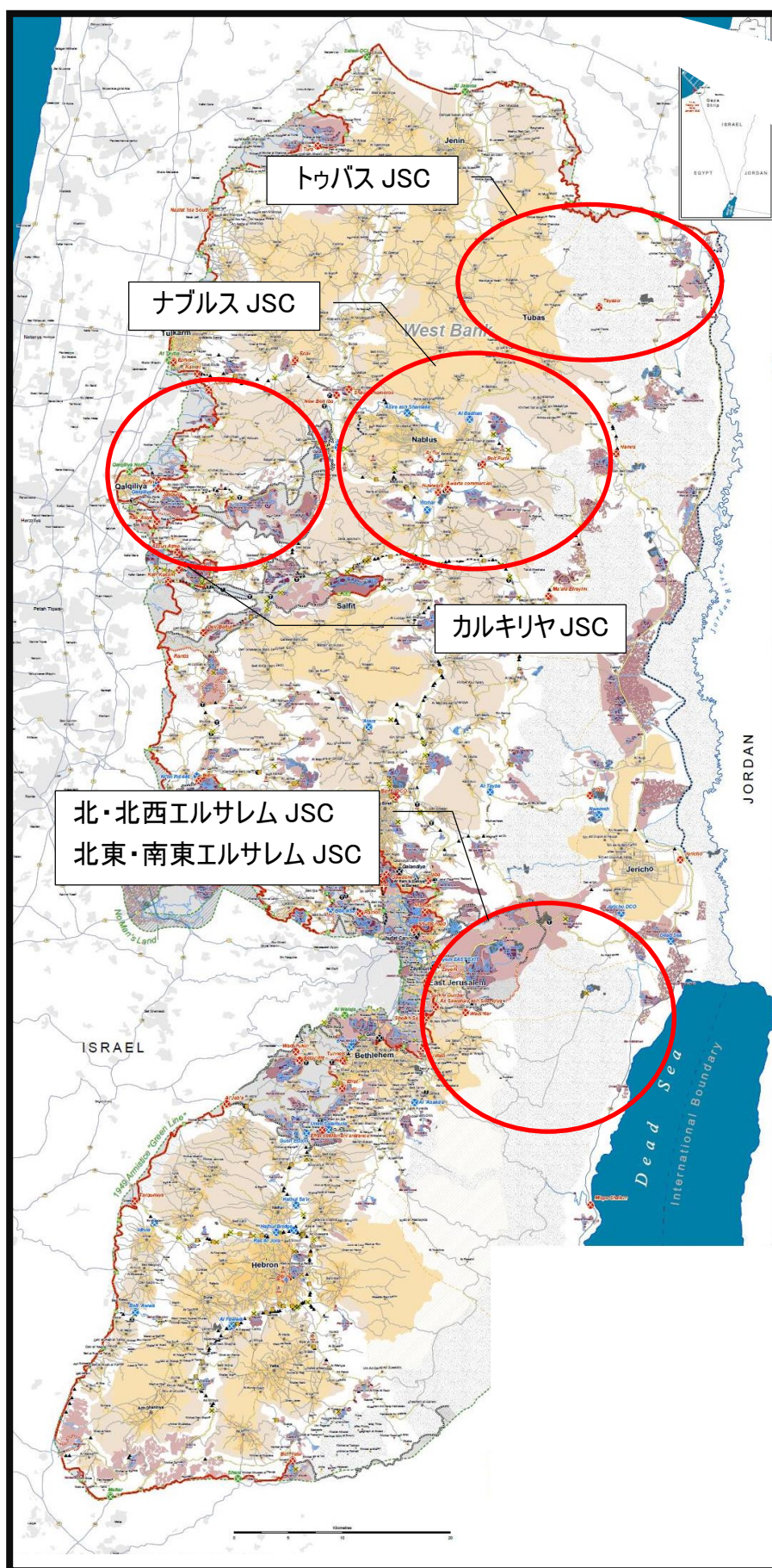
4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

パレスチナ政府「ごみ処理機材整備計画」の事後評価結果等では、スペアパーツの入手可能性への配慮が機材の継続的な活用に際して効果的であったとの教訓が得られている。本計画においても、協力準備調査の段階で、スペアパーツの調達先を考慮しつつ機材の選定を行い、機材の継続的な活用を図ることとする。

以 上

[別添資料] 地図

[別添資料] 廃棄物管理改善計画 地図



JSC とは、広域行政組合（Joint Service Council）のことで、複数の地方自治体が合同で行政サービスを提供のために組織する組合のことを指す。日本の地方自治法における一部事務組合と類似する組織。1997 年のパレスチナ地方自治法より、JSC に関する規定が盛り込まれた。

